

令和4年 第1回

# 南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

## 令和4年第1回南会津町議会臨時会議録目次

第1日 2月1日(火)

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	3
◎議案第 1号 専決処分についての上程、説明、質疑、討論、採決	4
専決第 1号 令和3年度南会津町一般会計補正予算(第8号)	
◎議案第 2号 令和3年度南会津町一般会計補正予算(第9号)の上程、説明、質疑、討論、採決	10
◎閉会の宣告	25
◎署名議員	27

令和4年第1回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

令和4年2月1日(火曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件  
日程第 3 議案第 1号 専決処分について  
          専決第 1号 令和3年度南会津町一般会計補正予算(第8号)  
日程第 4 議案第 2号 令和3年度南会津町一般会計補正予算(第9号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

欠席議員(なし)

説明のための出席者

大 宅 宗 吉	町 長	渡 部 正 義	副 町 長
星 英 雄	教 育 長	小 寺 俊 和	総 務 課 長
星 良 栄	総 合 政 策 課 長	鈴 木 秀 和	税 務 課 長

渡部 秀介	住民生活課長	阿久津 勝英	健康福祉課長
室井 利和	農林課長	星 博文	商工観光課長
月田 啓	建設課長	遠藤 知樹	環境水道課長
馬場 和伸	会計室長補佐	菅家 康夫	農業委員会 事務局長
渡部 浩明	学校教育課長	廣野 友一郎	生涯学習課長
阿久津 正人	館岩総合支所長	馬場 誠	伊南総合支所長
酒井 浩哉	南郷総合支所長		

**事務局職員出席者**

星 貴夫	事務局 長	星 彰	議事係 長
------	-------	-----	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 どうも皆さん、おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、スイッチを切るか、マナーモードへの設定をお願いいたします。

ただいまから令和4年第1回南会津町議会臨時会を開会します。



◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。



◎会議録署名議員の指名

○室井嘉吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、渡部訓正君、15番、楠正次君を指名いたします。



◎会期の決定

○室井嘉吉議長 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 ここで、議長から申し上げます。

これから議題となります議案の審議に当たりましては、南会津町議会基本条例第10条の規定により、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、その趣旨は簡潔明瞭に質疑されるよう、ご協力方よろしくお願いいたします。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、また、その範囲を超えてはならないこととなっておりますので、ご留意願います。

日程第3、議案第1号 専決処分について、専決第1号 令和3年度南会津町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

令和4年第1回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとご多忙のところご参集を賜り、誠にありがとうございます。

さて、年末年始の降雪により、道路の通行止めや会津鉄道の運休など、住民生活に支障を来す雪害が発生し、今後も降雪による影響が懸念されているところであります。このため、町では、去る1月5日に豪雪対策本部を設置し、災害発生 of 未然防止に努めるとともに、住民生活の安全と安心を確保に努めることといたしました。町といたしましては、引き続き住民の生命や財産、日々の暮らしを守るため、全庁を挙げて取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルスの新たな変異株、オミクロン株が全国的に猛威を振るっており、町内にも感染者が発生いたしました。福島県では感染拡大防止のため、1月30日に非常事態宣言を発出いたしました。一方、まん延防止等重点措置の伴う地域経済に与える影響も心配されます。このような状況も踏まえ、2月12日に開催を予定しておりました成人式につきまして

は、再延期することといたしましたので、ご報告を申し上げます。町といたしましては、感染拡大防止対策はもちろん、町民の暮らしを支え、経済対策にもしっかりと対応してまいりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、今臨時会に提出いたしました議案の提案理由についてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 専決処分についてをご説明申し上げます。

本件は、令和3年度一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2億4,011万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ140億2,612万8,000円としたもので、その補正の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面している方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行うための臨時特別給付金事業に要する経費を計上したものであります。

国が定めた基準により、臨時特別給付金の給付対象となる世帯は、基準日である令和3年12月10日現在において、世帯全員分の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年1月以降の収入が減少し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯であり、合わせて2,477世帯を見込んでおります。

これにより、給付金1帯当たり10万円、総額2億4,770万円のほか、事務経費481万円を歳出予算に計上し、その財源として、臨時特別支援事業費国庫補助金2億4,011万円を歳入予算に計上いたしました。

以上、町民への速やかな給付金の交付を行うため、1月5日付で専決処分した補正予算についての説明とさせていただきます。

つきましては、慎重審議を賜り、承認いただきますようお願い申し上げます。よろしく願いします。

○室井嘉吉議長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 何点が質問させていただきます。

まず、総世帯数としては2,477ということですが、住民税均等割非課税世帯と、もう一つ、令和3年1月以降、収入の下がった世帯ということですが、その内訳世帯数を教えてください。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答え申し上げます。

2,477世帯の内訳でございますが、非課税世帯が2,175世帯、家計急変世帯が302世帯を見込んでございます。あくまでもこれ、見込みでございますので、確定ではございませんので、ご注意ください。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 見込みということですが、この見込みについて、算定の基準であつたり、漏れがあつては一番いけないと思いますが、その辺どのように考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答え申し上げます。

今回の特別給付金事業の家計急変世帯の見込みということでございますが、これは国の事業のやっております子育て世帯に対する支援給付金事業の中で、全国ベースの家計急変世帯の対象ということで、児童数の割合なんですけれども、全体の給付対象児童数がおよそ7%あったということで、今回の給付事業もその7%を活用しまして、課税世帯、約4,326世帯計算しているんですけれども、そこに7%を掛けまして302世帯という計算で、概算的な見込みということで対象世帯を計上させていただきました。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 あくまで今回上げられた数値というのは、概算であるということですが、これ実際に精査するに当たっては、その基準が7%だったということで予算化をしているものの、実際の精査の仕方というのは具体的にどのように行うのか。いつが基準で、収入の減少というものをどのように見込むのか、お伺いいたします。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答え申し上げます。

家計急変世帯の定義というものをちょっと説明をさせていただきますが、住民税の課税世帯ですね、課税以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の任意の1か月の収入、そちらに、一番少ない収入という判断だと思うんですが、その1か月の収入に12を掛けた額が世帯全員非課税の世帯と同様の事情にあると認められる世帯が基本となっております。

なお、簡易的な収入の見込額の申立書があるんですけれども、そこに具体的な収入額を記入して判断すると。それも正確に判断する部分では、税務課のほうに、税のほうで判断していた

だくということになっております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 そうすると、役場で一律で税務課の資料、要は令和3年1月以降ということですので、今回の確定申告等で明らかになるのかなというふうに考えますが、例えばコロナの影響というのは、どのように見込むんでしょうか。例えば定年退職で収入が下がったというのも、一律的にいえば、収入が下がったということになろうかと思います。その辺の区別の仕方、これについて伺います。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答え申し上げます。

今ほど言いました定年の退職ですとか、それに伴って、1月に定年すれば1月以降の収入はなくなるわけですから、それに伴っての今回の家計急変世帯には対象となっております。あと、農業関係の収入でも、時期時期的に収入が減収する場合がございます。それはあくまでも、今回の場合は、コロナの感染症の影響で雇用を外された、首になってしまったとか、そういった部分での影響があった場合の家計急変世帯が対象ということで考えてございますので、ご理解ください。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 これ、すごく難しいと思うんですよ。例えば、定年退職と今私は申しましたが、退職というものを定年なのか、今延長もありますよね、そんな中で、会社の都合というのもございます。なので、その事情を一つ一つ精査しないと、例えば単純に、定年ですよ、60歳だから切りました、65歳だからそうしましたということでやるのか、それとも一つ一つの家庭に問合せをして、どういったご事情でしたかとやるのかでは、随分違うと思います。

また、給与収入のみの世帯の方でありますと、確定申告というのは行わない可能性も高いと私は思いますが、そこをどうするのかお伺いしています。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答え申し上げます。

様々なケース・バイ・ケース、いろいろあるとは思いますが。そういう場合は、住民生活課もそうなんですが、税務課との税務の担当職員と十分協議しながら精査して、その判断はしたいと思っております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 我々定期的な収入がある者にとっては、なかなか分かりづらいことで

すけれども、やはり非課税世帯であったり、課税世帯であっても均等割しか課税されていない世帯であったり、その中でお子さんたくさんいらっしゃったり、扶養家族がたくさんいらっしゃったり、それは目に見えるものと見えないもの、数字に表れるものと表れないものがあるはずです。

本当に困った人に差し上げるべき、こういった交付金の活用の仕方かと思しますので、その精査に当たっては十分すべきではないかなと思いますが、今の答弁をお聞きしますと、これから税務課は納税相談を受けるわけで、そんな中で、そういった細かい、それぞれの世帯に向けた調査することができるのか、非常に不安に感じますが、いかがお考えでしょうか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答え申し上げます。

今回の国の事業、まず初めに、先ほど言いました非課税世帯、プッシュ型で申請の通知ですか確認書等を今月の14日以降に送付する予定です。

今ほどありました家計給付世帯に関しましては、税の申告が終了後にやらないとできませんので、申告と同時に税務課のほうで担当してしまいますと、混乱が生じてしまいますし、申告にも遅れが生じるということで、十分に税務課と協議した結果、申告が終了した時点で届出ですとか、そういった周知をする予定でございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 今ほど周知というのがございました。納税後ということですので、確定申告後ということですので、ある程度、4月、5月になってからかなというふうに想像します。

そんな中であっては、やはり周知というのは非常に重要ではないかなと思います。こういった措置が国で施されるわけですから、ぜひそういったこと、該当されるとおられる方は必ず相談くださいというようなことを、納税相談の際にもお伝えしていくことが非常に重要かと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○鈴木秀和税務課長 お答えいたします。

家計急変世帯の周知等につきましては、今、基本的なのは住民生活課長が答弁したとおりでございます。繰り返しの答弁になりますが、こちらの家計急変世帯のほうにつきましては、今ほど答弁のあったように、4月以降に、確定申告終了後に、対象となるであろうという方に勧奨の通知を発送するというので、現在のところ想定しています。

基本的には、3年度課税だった方が4年度非課税になった方、そういった方が中心になろうかと思います。あと、申告相談の際に納税者の方から相談があった場合には、その都度相談に応じて、実際には4月以降に勧奨通知のほうを発送いたしますよということで、税務課サイドのほうの相談体制としては、そのように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 最後に、基準日はいつなんでしょうか。令和3年1月以降ということですけども、基準日をいつにするのか。例えば先月、会社の都合だったりコロナの影響で職がなくなってしまった方、こういった方が対象になるのか、それとも基準日があって、これ以前で1か月の収入が減ったことを証明できる方というふうになるのか。そこについて、最後に伺って終わります。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 家計急変世帯に関しましては、先ほども言いましたとおり、令和3年1月以降12月まで、その間の1か月の収入を掛ける12か月にして、それが非課税世帯に該当する、みなしにはなるとは思うんですけども、そういった方になりますので、令和3年1月から12月までの間となります。

申請の届出なんですけど、それは今年の9月30日まで期限というところとなっております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 今回の特別臨時交付金事業については理解いたしました。

それで、一般専決の6ページの14にある予備費についてなんですけども、減額の予備費計上されていますけれど、12月で町長、灯油の補助をすると。それで専決処分、予備費を充当するというような流れで来て、先日の広報みなみあいづにもこの記事が載っておりましたので、ところがこれが、いや、隣の家は対象になったけれども私は対象にならないとかという話がありましたので、この部分について、具体的な中身だけではなくて、9月30日までが期限となっているわけですけど、この部分が議案書に載って説明とか、そういうことができないのか。何世帯あって幾らとか、それは予備費の中からやりましたよということなんだと思うんですけども、そこをちょっとお聞きしたいなと思うんですけども。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 今、国からの住民税非課税世帯等に対する臨時給付金の説明なり、議案の審議していただいているわけですが、議員がおっしゃられているのは、灯油関係の内訳ということなんでしょうか。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 予備費ということで制度設計をするという話だったので、今回の専決にも、後ろの部分にもその部分は載ってきていないので、予備費からこの事業を実施、今しているんだというふうに理解しているんですけども、その内容をちょっと説明いただければ、この議案書にある予備費に関連づけて、前回、予備費を充当してという話だったと思うので、これってきく部分がないのかどうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 お答え申し上げます。

今ちょっと手持ち資料がないものですから、即答できる状態ではございません。

○15番 楠 正次議員 分かりました。

○室井嘉吉議長 いいですか。

○15番 楠 正次議員 いいです。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでありますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決定しました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第4 議案第2号 令和3年度南会津町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 次に、議案第2号 令和3年度南会津町一般会計補正予算（第9号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億4,528万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ141億7,141万2,000円とするものであります。

補正予算の主な項目につきまして、歳入からご説明申し上げます。

第15款国庫支出金は、今後追加交付が見込まれる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,575万8,000円を計上いたしまして、これまで予算化されております新型コロナウイルス感染症対策事業等の財源とするものであります。

また、同じく国庫支出金に、令和3年12月補正予算で歳出予算に計上いたしました子育て世帯を支援するため、子供1人当たり10万円の現金の給付を行う子育て世帯等臨時特別支援事業に対する財源として追加交付される国庫補助金8,825万円を追加計上いたします。

このほか、保育所、幼稚園、学童保育施設に勤務する職員を対象に、収入を3%程度、月額約9,000円を引き上げるための財源として、国から交付される保育士等処遇改善臨時特例交付金127万6,000円を計上するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

第3款民生費は、豪雪対策本部の設置に伴う限度額の引上げに対応するため、高齢者世帯等除雪支援事業委託料を840万円を追加いたします。

また、保育士等処遇改善臨時特例事業に、補助金と事務費を合わせて127万6,000円を計上し、主に私立保育所、幼稚園及び学童保育施設に勤務する職員の賃金改善を図ってまいります。

また、このほか、子育て世帯を支援するため、子供1人当たり10万円の現金給付を行う子育て世帯等臨時特別支援給付金について、所得制限を撤廃することにより不足が見込まれる26世帯45人分の給付金450万円を計上するものです。

第7款商工費では、新型コロナウイルス感染症の影響により融資を受けた事業者に対する利子等補給補助金の実績見込みにより追加となることから、緊急経済対策利子等補給補助金163万5,000円を追加いたします。

第8款土木費では、この冬の豪雪に伴い不足が見込まれる町道等の除雪委託料、昨今の燃料

価格の高騰に伴う燃料費など、関係費用合わせて2億3,328万8,000円を追加計上するものであります。

第14款予備費は、歳入との関連で1億381万5,000円を減額いたします。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

つきましては、よろしくご審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 2点について伺います。

保育士の処遇改善事業と除雪費についてです。

まず1点目、保育士の処遇改善ということですが、対象人数、まず教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

まず、今回の対象となる保育所、幼稚園でございますが、田島保育園、そして暁の星幼稚園でございます。田島保育園が30人、暁の星幼稚園が8人でございます。さらに、放課後児童クラブ、学童保育でございますが、6クラブで合計19人となっております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 処遇改善ということなんですけれども、今回、町立保育所であったり、あと、びわのかげ保育所である社会福祉法人等に関しては対象にならなかったわけですが、この理由について教えてください。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

公立の保育所につきましては、職員給与について、人事院勧告の下に準じて、それで、その都度改定が行われているという理由で、町立の保育所については今回対象とはしませんでした。さらに、社会福祉法人であります社会福祉協議会で運営しておりますびわのかげ保育所につきましても、町の給与表を使って、同じように給与改定が行われているという理由で、対象とはしませんでした。これにつきましては、社会福祉協議会とも協議の上の決定でございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 一方、私立の保育所、幼稚園に關しましては対象となっているわけですが、そもそも現状が分からなければ、どれぐらい、例えば公立の保育所の職員の皆さんと違うのかということが示せないと思うんですね。しかしながら、私立保育所に關しましては、なかなかその現況が分からないというのが現状だと思います。

それについて、今回対象とした理由と併せて、現状をどのように把握されているのか伺います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

今回、この制度ができたということで、各幼稚園、保育園、私立のほうの給与体系についても見させていただきました。それぞれ勤務年数や経歴が違うものですから、年収についてはそれぞれ違ってきていたというのも、それで分かりました。

町の職員については、町の給料表があるわけなんですけれども、それに応じて、勤務年数、さらには年齢によって、つけられるということになります。おおむね同じ年代の方の給与を比較しますと、やはり町立のほうが高く設定されているというのが分かりまして、そういったところも含めまして、今回、町立と同じような給料表を使っている社会福祉協議会の職員については、対象ではなくすることにしました。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 今回の、これを機にそういった実態が明らかになったということで、それに対して、収入が上がるということは非常に好ましいこと、今まさに保育園、幼稚園、小さい子でもオミクロン株に感染するということで、非常にご苦労されている状況は、発生時から我々お伺いしておりましたので、それに対して処遇改善が行われるというのは、非常に好ましいことだとは思っております。

しかしながら、やはり継続性ということが今度問題になってくるわけですが、この附属資料によりますと、令和4年10月以降、こちらについては、公定価格等によって、国で継続していくんだというようなことですが、こちらについては、要綱改正ということがございますが、これについては、どうして今そういったことができないのか、どういう要綱を変えると、そういった処遇改善ができるのか。それについて、国からお示しはあるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

今回ご提案しますのは2月と3月分の2か月分、そして、4月から9月までの分については

来年度事業予算で、同じように補助金として計上いたします。今ほど議員おただしのとおり、10月以降については、公定価格で予算措置がされるということになると思います。

これが10月に行われる理由なんですけれども、例年、保育所、幼稚園の公定価格の変更というのが10月1日で行っている関係上、今、年度途中ということで、今年度分、9月までの分については補助金で、そして、10月1日以降は公定価格の引上げで対応するというふうに、国のほうから通知が来ております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 この件に関して最後になりますが、これ、介護職においても以前行われました。その際、問題になったのは、実際には事業所には行ったけれども、職員一人一人に行き渡らない。やはり経営に関して先々不安なので、内部留保にしようというふうなことがあったわけなんですけれども、これを防ぐための方策というのは何かあるんでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

この事業につきましては、各事業所からの町に対して申請を上げていただいて、それで国に進達をして、補助決定になるという流れになっております。そういった流れの中で、申請を受付の段階で、予定ではありますけれども、そういった賃金引上げを一人一人どの程度するのか。一律に9,000円ということではなくて、年代だったり、それによって若干の変動はあるんでしょうけれども、それが実績報告の中でどの程度上げたのかということも確認をして、実績報告を受けたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 了解いたしました。ありがとうございます。

次に、除雪費についてですけれども、今年大変な大雪でございますが、既決予算から、12月から1月、2か月間終わったわけなんですけれども、どのくらいの推移でいっているのか。今後に向けて、この根拠ですね、これについて伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 答えいたします。

この後の雪もなかなか見込めないという状況でございますので、今回参考にしておりますのが、直近で2回ほど豪雪対策本部できたのが、平成29年度と令和2年度ということになっておりますので、その際の数値ですとか出勤日数の平均を取りながら、既決予算の残を見て、その差額について予算要求させていただきました。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 分かりました。

今後また、さらにとということもあるかもしれないということ、我々想定しなくてはならないわけですが、財源については、何か豪雪対策本部を設置したことによって、財源等に変化は生じるのか。これについて。確認の上でお願いいたします。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

今現在では、国のほうから何か示されているものはございませんで、年度当初に内示をいただいた金額しか、今のところとうでできるものはございませんが、同じような自治体が県内もたくさんございまして、福島県と、そういった自治体が連携をしまして、今週、国交省さんですとか総務省さんのほうに要望活動を行いながら、社会資本整備総合交付金の追加交付であったり、特別交付金、交付税ですか、そういったものを追加要望するところでございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 この豪雪で、不幸にもお亡くなりになった方も発生しております。事件・事故も非常に多いと承知しております。やはり我々雪国に生活する者にとって、雪というのは味方でもあり、そういったふうに命を脅かすものでもあるということで、我々豪雪地帯に住む者としては、やはり一体的に国に要望していく、我々も議員として要望していくということが確実に必要ですので、強い姿勢で進んでいただきたいなと非常に思います。

それで、最近、除雪の状況を見ますと、特に国道で、排雪がすばらしいなというふうに感じています。例えば夜中に、夜中多分、夜通しやっているんだと思うんですけれども、国道・県道につきましては、排雪を行っている状況があると思います。除雪と一口に言っても、除雪の部分と排雪の部分で、かかるものって変わってくるんじゃないかなというふうに思っています。

なので、先ほど、過去の豪雪対策本部設置になったときと比べてということありましたが、そういった状況が変わってくる、また住民のニーズが変わってくる。ニュースではよく言う、独りでは雪かたししないように、でもね、高齢者独り世帯、どれぐらいあると思っっているんですか、非課税世帯、どれぐらいあると思っっているんですか、業者使えない方たくさんいらっしゃいますよと。我々、一生懸命補助制度等は使っているものの、実態はそうではない。そんな中で、やはり排雪という部分のニーズが非常に高まっていることに対して、恐らく県でも行っていると思うんですが、町の状況について伺います。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

田島地域の排雪につきましては、基本的には夜間やったりします。なかなか今年の雪につきましては、気温が上がらないということで、固いままですと、なかなか業者さんの小さなブルでは対応できないということもありまして、町で保有しております、町が直営部隊で実施しております機械を使いながら、それぞれ対応しているところがございますが、なかなか人員ですとか、延長も長いものですから、全てのニーズになかなかお答えし切れていないという状況かもしれませんが、時間を見ながら無駄のないような状況で、排雪の実施はしているところがございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 大体でいいんですけれども、除雪費のうち、除雪、降った分に関してやっている部分と排雪、どれぐらいかかっているのか。内訳等、例えば分かるようでしたら、教えていただきたいんです。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

田島地域につきましては、委託で大きな路線やっけていて、排雪につきましては直営部隊でやっているものですから、なかなか金額として、委託料として配分するのが難しい状況です。

先ほどのとおり、7人の直営部隊の方が、町有の機械を使いながら実施しておりますので、そこは業者さんに委託ではなくて、賃金として支払われますので、ちょっとそういった比較が、今のところできないという状況でございます。

あと、支所につきましては、それぞれ業者さんのほうに委託しながら、排雪のほうも行っているところがございます。

○9番 大桃英樹議員 分かりました。

○室井嘉吉議長 ほかにございますか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 一般補正の6ページから7ページに係りますが、土木費、その中の、ただいまお話にも出ていました2億3,328万8,000円、これについてちょっとお聞きをしたいと思います。先ほどもちょっと話ありましたが、この除雪というのは、単なる除雪行為という、行為の格付であってはならないというふうに私は思うんですね。つまり、我が南会津町は、冬期間はスキーとか、そういうスノー週間、期間を楽しむというのが当然でございますが、実はこの期間がとても負担になって、この町の、言ってみれば住人として、このまま続けていいのか

ということで、人口減少にもつながっているのも事実なんですね。

したがって、私は、この2億3,328万8,000円の補正について、一般財源からの持ち出しですが、これは限りなく特別交付税の対応ができると思うんですが、先ほどもちょっと話ありましたが、これの取組の現状を教えてください。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

特交ということで、先ほど申し上げましたとおり、大雪対策に関する緊急要望ということでございまして、国のほうに福島県が筆頭になりまして、例えば除雪予算がかなりかかったという報道もありました福島市さんですとか、中通り会津地方の町村を中心に、そういったことで国のほうに要望をするところでございます。

ただ、国のほうも、今来てもらっては困るということでございまして、今週、副知事さんと福島市の市長さんのほうで代表して、ウェブで要望するところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 コロナの感染が拡大しているから、来てもらっては困るというような話なのかもしれませんが、確かにコロナで苦しんでいるのは、これも本当に時間が経過して、長い時間、私たちは闘い続けていますよ。

しかし、この南会津に生を受けて、南会津に先祖を持って、そして、この南会津で今暮らしを続けている人たちが、何が負担かといったら、冬期間の、いわゆる想定外の降雪、積雪なんですよ。これは国に訴えかけるのに、県知事が行くのか、福島市長が行くのか分かりませんが、今はオンラインでできるわけですよ。知事会だってオンラインでやっているじゃないですか。

特別交付税というのは、もともとをただせば、いろんな地方の、つまり都市部で本来賄わなければならないことが、地方でその役割を果たしている。しかし、法人税は全部、本社のところに行くんですよ。そのほかにもありますけれども、そういうことを考えると、法人税を主体とした特別交付税を、この大雪のこの時点で国が措置しないというのはおかしい。そのところは、これは職員の問題じゃない、政治の問題ですので、ぜひ町長にお答えをいただきたいと。どう考えていますか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

確かに豪雪になれば、これはこれでまた、住民の生活を大変厳しい状況に追い込んでおりますし、そしてまた、2年前ですか、小雪のときには、これまた少ない、災害だということで、

いろいろな業種にも大きな影響を及ぼしました。ですから、我々にとっては、やはりこれは、雪は大変厳しいものでございますけれども、この地域にとって、よくよく落ち着いて考えてみますと、やはり雪はある一定量必要なものであると、そのようにも、地域の資源であるというふうにも考えられるわけでありますが、ただ、過ぎればそのようなことになります。

これまでも平成29年ですか、このときも非常に大雪だったような記憶ですが、そのときも私も、これは私自身だけで行ったわけではありませんが、やはり会総協とか、そういう関係の中で、総務省、財務省のほうにも行ってまいりまして、私たちの町でやっている除雪支援事業、これらに対しても、これまでいろいろ対象にならなかったもの、そのようなことも含めて、総務省のほうにも要望いたしました。そのときに総務省のほうから、それも全部出してくださいというようなことで、町は申請して、それを全部見ていただきまして、そのような経過もございます。

先般、町村会の役員会もございまして、これも知事に対して、私も豪雪の状況、積雪量は例年と同じくらいの積雪量にはなっているんですが、降り方がとても近年にない異常な降り方をしていると、そのようなことも申し上げました。そして、県の除雪状況、それから町の除雪状況も説明いたしまして、知事からは、除雪費はしっかりと予算を確保しますから、そのようなことで検討して対応すると、そのような知事からのじきじきの回答もございましたし、その時々適切なときに、これまでも、毎回毎回というわけではありませんけれども、そのような実情の中で要望はしてきたつもりであります。

しかし、そうはいつでも、現実的に感じるのは、本当に雪を実際目の前にしている、生活している皆さん方だと思いますし、それも十分念頭に置いた中で、町としては今後とも、いろいろな除雪に対する活動といたしますか、そのようなことは町としてはやっていきたいと、そのように思います。

そういうことで、今回の今年の雪は、非常に地域の住民からいろいろな要望といたしますか、苦情といたしますか、そのような実情の報告もございました。実際には、オペレーターの人たちも一生懸命やっているんですが、昼夜を問わず降り続く雪に、やはり除雪と、それから排雪を同時に行わなければならないような状況がずっと続いておりまして、やはりその中で、除雪が行き届かなかったエリアも本当にございます。そういうことも含めて、皆さん方にもご協力、ご理解を求めながら、今やっているところでございますけれども、当然、それに対する財源は今後とも必要になると、そのようにも考えておりますので、これからはしっかりとその辺を県なり国なり、要望を町としても、私としてもしていきたいと。

先ほど建設課長からもありましたけれども、コロナの感染下の中で、全員来てもらっては困るということで、代表者が県から行くということになっておりますし、全国の連携もございましたので、そういう中でしっかりしたことを、我々も参加して、そして、これらに対しての国への要望をやっていきたいと考えておりますし、これまでもやってまいりました。そういうことでご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 初めにお断りしておきますが、私は雪が必要かどうかという議論はしていません。雪があることによって、夏場に潤沢に水が確保できるという問題もありますし、様々な効果があります。ただ、恒常的、いわゆるほとんど例外ないように降るこの雪に対して、冬になるのが、雪の時期になるのが嫌だなという思いをさせないことが私は大事だと。そのためにはお金が必要。

今、一般財源から支出する、これ、一般財源が豊富にあれば、それもよいでしょう。しかし、一般財源というのは、ご存じのように何にでも使えるので、様々な生活にまだまだ、しっかりと対応していかなきゃならないお金なんです。ですから、できるだけそこは、国がある意味で、地方と都市部の関係性を保つためにつくった制度を使いながら、特別交付税をここに充当できるように頑張ってほしい、こういうことをお願いしています。

もう一つお聞きしますが、仮に予算がそういう形で国で充当されて、手当てができた。これ、先ほど国道の排雪がよくやっていたという話がありましたが、私に届いている除雪に対する不満は山ほどあります。つまり、身近な生活をする自宅周辺の道路がしっかりできていないんです。これは、オペレーターの技術があるとか何とかと言う人もいますが、基本的に私はオペレーターの人が足りないんだと思う。つまり、ある意味で、1人の人が抱える路線数が多いのか、延長数が長いのか、それは分かりませんが、そういうことだと思う。

ですから、今後、オペレーター、あるいは建設会社に委託しているなら委託している、この制度を、どのようにこれから充実させていくかという検討をなされているかどうか、お聞かせください。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 まず、私から答弁させていただきまして、その後、建設課長のほうから実際の現場の話をさせていただきたいと思いますが、これまで除雪の予算でありますけれども、本当に最初は、ただ形だけの存目予算のような状況の中にありました。ですから、私も、それはやはり町の当初の予算としておかしいと。それでは十分、今でも足りないわけで、このような

補正予算を組まざるを得ないわけですが、そういう中で対応するようにやってきました。

そして、除雪オペレーター、これは本当に、近年特に、オペレーターになる方が大変不足している。そして、今、建設業の厳しい状況の中で、それらの中で、それらの技術を持った方を確保することもなかなか厳しいと、そのようなこともございましたから、通常そのような人材の確保、そういうことも含めまして、町といたしましては、オペレーターを目指す免許の取得とか、そのようなことに関しまして、補助事業を組んで増員をやってまいりました。

そのこともあってか、多少は増えてきたわけでありまして、やはりこのところ、総合的な人材不足ということもありまして、なかなかその1点だけに集中できない部分もありますが、町としてはこれからも、しっかりその辺の踏まえて、その人材ばかりではありませんが、全体的な状況も把握した中で、そのような支援ができるものがあれば、町としては支援していきたいと。ですから、そういう意味で、その辺も十分踏まえた中で、町としての対策を今後とも考えていきたいと考えております。

あとは、課長ほうから答弁していただきます。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

まず、オペレーターの不足部分につきましては、がんばる企業・人材育成事業ということで、若いオペレーターの方、55歳未満の方のオペレーターが資格を取得する際の補助をしておりますので、そういった形で、できる限り補っていきたいというふうに考えております。

あと、オペレーターの不足ですとか委託ですね。そちらにつきましては、今現在の基準でいますと、午前2時の時点で15センチを超えた状況で、朝7時までには除雪を終わっていただくということが、まず基本になっております。

今現在、委託されている業者の方の中では、今の路線よりもっと増やしていただきたいという方もいらっしゃると思いますので、新たに委託業者さんを入れますと、今度はそれぞれの持ち分の委託料が減りますので、そうしますと収入にも影響してきますので、ここはちょっと実情を考えながら、委託の時間、金額が減ってしまうことになるところもございますので、ちょっと慎重に考えていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今、町長からも答弁ありましたけれども、やはりきちっと実態を知ることですよね、実態を知ること。つまり、私のところに届いている意見と町に届いている意見に乖離があるんだと思うんです。私はだから、全部私のところに届いている意見

が真実だとは思っておりません。思っておりませんが、そこ、なぜ乖離ができるかという、一つは、私には責任がないんですよ。つまり、最後までやり通す私は立場にいないので、そこは違うと思う。しかし、皆さんのところは、最後まで対処する能力、あるいは立場というがあるので、そこにいく情報も異なってくるんだと思うんです。それはそれとして、お互いに認めなきゃいけないと。

その上で、深夜の2時とか1時に出ることが、なかなか負担になるという人もいます。だから、オペレーターは嫌だという人もいます。しかし、一方では、先ほど言ったように、収入になるならばということでやる人もいますね。

つまり、何が言いたいかといいますと、そういうやる側の実態を、どこまで私たちは許容するかということ。いわゆる、お金でどう対応してあげられるか、あるいは人数でどう対応してあげられるか。例えば、路線をもっと延ばしてほしいとか、収入が減るから困るというんだったら、それは排雪に回したっていいし、二度歩いてもいいでしょう。

つまり、私が住んでいるところでは道路が狭小なので、ほとんどブルが塊を置いていく。この塊を私たち、できるだけ若い人たちが、独り暮らしの人のところの玄関も全部片してあげています。だけど、それをある程度除雪したら、そのところに行って、そこも排雪してあげよう。ちょっと排土板を換えれば、できないことはないというふうなオペレーターもいましたので、そういう配慮だってできるわけですよ。

お金というものは当然伴ってきます。それが南会津町に住んでいれば、ほかの町村と比べて、雪が降ってもできる限りの支援をしてもらえているので、あそこは安心なんだと、こういうことになる町に、私は、中身を変えることだってできると思うので、今すぐそれは求めませんが、ぜひ、今建設課は一生懸命仕事しているんですよ。私も何度か課のほうに訪れて、その事情を聞きました。だけど、ほとんど悪い言葉しか返ってこない。こんなことあり得ない。一生懸命仕事をしているところには、ありがとうという言葉が返ってこないといけません。

それはなぜか。やっぱり使用の仕方、組み立て方をもう一度検討して、職員がやりがいのある、そういう除雪体制をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

除雪に対しての対応のご意見でありますけれども、建設課、一生懸命やっていると。県のほうにも一生懸命やっただいていますし、それはお認め、皆さんにいただいているのかなと、そのようにも感じました。私もそのように思っていますが、本当にきれいにしっかりとできれ

ばいいんですが、やはり状況によったり何だりかんだりすれば、やっぱりその時々への対応が、同じ人であっても違ってくる可能性がございます。

町としても精いっぱい、それらに努めるように努力いたしますが、なかなか100%の要望には応えられにくいといえますか、そのような状況もございます。精いっぱい頑張りたいと思いますので、ぜひともそういう節には、そういうときには、議員からも今の町の状況も説明いただいて、そしてご理解いただくようなご協力といえますか、そのようなことを指導いただければありがたいなと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私も町の事情を十分承知しておりますので、そここのところは一議員として、しっかりと間違っ、いわゆる解釈のないように対応させていただきたいと思ひます。

それで、一つだけ確認をしておきますが、実は、がんばる応援ということで、資格を取る制度があるんです。これは実は、私も事業所を回ったら、みんな知っていました。だけど、それを用意していても、人が集まらないという現状なんですね。こここのところをもう少し、私たちが聞くのではなくて、執行部でいろんな機会があるでしょうから、聞いて、じゃ何をすればいいのか、何をしても駄目なのか、もともとここに人がいないのか。あるいは、よそから呼んでこれるのか、こういうところを今後、実態として調査する用意はありますか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

除雪のことでお聞きなので、余計なことまで話すと、先ほどの指摘みたいにされるかもしれませんが、コロナ禍の中で、いろいろな業種がそのような状況にもございます。ですから、そういう機会を捉えまして、町はいろんなことで調査もしておりますし、そういう中で除雪に関しても、今議員がおっしゃられたようなこと、そのことも、実際このような状況になりますと、やはりそれはそれなりに、通常とは違ふと、そのように認識しておりますので、そのような中で、町としては事業者の皆さん、あるいはそれに従事している皆さん方と意見交換しながら、今後の対策を当然考えていく必要があると、そのようにも考えております。

どの程度取れるか、またどの程度、その時期にそういう判断ができるかということは、今明確なことは申し上げられませんが、今一生懸命やって、そして、そういう中で、またこれからの対応を町として考えていきたいと考えておりますので、ご理解願ひたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私も、物事を全て解決するとは、なかなか容易なことじゃないという

のは理解しています。ただ、一つだけ言えることは、今日の前に不安を抱えたり、あるいは負担を背負ったりしている人がいたら、できるだけ寄り添ってあげる。まず聞くことから始める。しかし、いろんな関係性がありますので、それが求める人のための結果として出せる、これは大変厳しい状況。

だけれども、私たちは、あなた方の今の声をしっかり聞きましたよということだけはできると思うので、ぜひそういう調整をして、冬でも、予算は取ってあります、ただ、残念ながらオペレーターいない、だけれども、これも何とか対応します。だから皆さん、一緒に頑張りましょう、そういうことをぜひ町民向けに周知していただければありがたい。

以上で質問を終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 除雪費についてお伺いします。

今までのお話、ずっと聞いていました。それで、田島の町なかの町道部分を見てみますと、物すごい状況です。先ほど課長から、気温が低くて圧雪できない、圧雪がむけない、町の機械では駄目だという説明がありました。

私は経験上、ああいう狭い道路はバックホウでむくしかないんですよ。できない、できないって今の現状、今日も周り通ってききましたが、車壊れるかというような道路ですよ。そういう状況のときに、どうしたらできるかということをご検討いただきたいと思いますよ。

これは、ローダーとかそういうものでなきゃむけませんよ。関根木材のお家からヨークベニマルに行くところの道路、町道、30センチぐらい、わだちになって冰雪していますよ。そこを皆さん、ずっとけながら走っているわけです。私も昨日通ってみて、危なく対向車とぶつかりそうになりましたが、そういう現状のときに、どうしたらいいかと。どうやったらむけるかという考えを持っていただきたい。

できれば、私としては、町が発注している公共工事をストップしてでも、この田島の町なかの問題、これは解決しなければならないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

町道がひどいということで、ただ、先ほど、町の機械でないとできないというか、ある程度自重がある機械でないとできないというような意味でご説明したところですが、先ほどのとおり、直営の除雪部隊が相談しながら、状況を見ながら排雪をしております。交通量が多いとこ

ろですと夜間にやったり、あとは、狭いところであれば昼間できるところもありますし、そういったところを順位づけしながらやっております。今ほどご指摘いただいた部分につきましても、できるだけ早く対応できるように協議していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

なお、公共事業は公共事業で、工期ですとか、そういった調整もありますので、それをストップしてまではなかなかできないというふうに認識しておりますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 例えば、豪雪対策本部ができれば、工期の延長・繰越しというのは可能なはずですよ。私もそういう仕事をしていきますので、十分理解しております。

まず、今何をやらなければならないかということなんですよ。これだけひどい道の中で、通れないですよ。そのときに、今何をすべきかということをご検討して、対処していただきたいと思っております。これについて、答弁要りません。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 ちょっと議員、勘違いされているのかなと思ったんですが、今お話で。豪雪対策本部を立てれば何でも延期できるとか、そういう話じゃなくて、やはりその工事の内容によって、それは豪雪だからですよ。ですから、ほかの仕事をやるから、豪雪対策本部を立ち上げて工期を延期できるんじゃないかと、そこら辺はしっかり判断といたしますか、理解していただきたいなと思っております。

ですから、対策本部を立てて、そして、そっち側のほうの除雪とか、そっちの対応だけで、今度工期のほうが遅れてもいいという話じゃなくて、豪雪だから工期が遅れるような事情になっているから遅れてもしょうがないという意味なので、そのところはしっかりご認識いただきたいなと思っております。

実際、そのような状況があれば、町としてもできるだけ早く、危険防止といたしますか、皆さん方の安全の対策のために、町としてはしっかり対応していきたいと、そういう強い心構えでおりますので、その点をご理解願いたいと思っております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今、町長からご指摘されるまでもありません。私もそれは重々分かっています。しかし、片方で、雪のために危険な思いでやっている箇所もあります。それはやらなければならない、工期が繰り越せない場合もあります。だけど、大変な思いで、毎日除雪だけで終わっている現場もあります。そういう可能なときは、そちらに回してみたらどうかとい

う意見ですので、これについて、答弁は要りません。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

公共事業を発注している中で、3月末工期の部分もありまして、今でも雪によって、なかなか工事が進まないというふうに相談を受けておるところもございます。そういったところにつきましても、当然適切な形で、工期の延長も認めていきたいというふうに考えておりますので、公共事業としてはそういった形で認めているところもございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



#### ◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 本臨時会に付託されました事件は終了しました。

以上をもちまして、令和4年第1回南会津町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉

署 名 議 員 渡 部 訓 正

署 名 議 員 楠 正 次